

# TaxFlash



## 有料道路サービスに関する付加価値税(VAT)の取消

2015 年 9 号の TaxFlash にて取り上げたとおり、インドネシア国税総局 (DGT) は有料道路のサービス料金に係る手続を規定する国税総局規則 No.PER-10/PJ/2015(以下「PER 第 10 号」)を公布しました。PER 第 10 号は 2015 年 4 月 1 日に施行される予定でしたが、2015 年 3 月 31 日に DGT により国税総局規則 PER-16/PJ/2015 が公布され、PER 第 10 号の取消が公表されました。今回の取消は、投資成長を促進させ、実務上での混乱を回避するためのものです。

## 旅行代理店サービスに係る VAT 課税標準額としての特定価格

VAT 課税額は、課税標準額に VAT 課税率(現行では 10%)を乗じて計算します。多くの場合、課税標準額は当事者が合意した取引価格となります。特定の事象または状況においては、他の価格を課税標準額として用います。課税標準額となりうる他の価格については、財務大臣規則 No.75/PMK.03/2010(以下「PMK 第 75 号」)で規定されており、その内容は財務大臣規則 No.38/PMK.011/2013 により改正されました。

旅行代理店が提供するサービスは、VAT 課税標準額としてその他の価格(すなわち、実際請求額の 10%)を適用する事象の一つであり、VAT の実効税率は 1% となります。旅行代理店サービスの定義を明確にするため、インドネシア財務省は 2015 年 3 月 19 日に財務大臣規則 No.56/PMK.03/2015(以下「PMK 第 56 号」)を公布し、PMK 第 75 号を改正しました。PMK 第 56 号では、VAT 実効税率 1% が適用される旅行代理店サービスは、取扱手数料ベースの業務以外のサービスのみが該当すると規定しています。結果として、当該サービスに関連するインプット VAT のみがアウトプット VAT に対して控除が認められません。

## 個人及び法人の居住地判定に係るアップデート

2015年3月10日、DGTは税務上の個人及び法人の居住地判定に関する国税総局規則 No.PER-12/PJ/2015(以下「PER第12号」)を公布しました。PER第12号の公布により旧国税総局令 No.KEP-701/PJ/2001は廃止されました。

法人に関する居住地の判定は、経営陣、管理及び財務機能、または主たる事業所の所在地により判定されます。従来、法人の居住地判定に使用される文書は会社定款または法人設立証書でした。PER第12号では、居住地判定に使用する文書の種類を拡充し、恒久的施設の場合には本社からの任命状、共同経営企業の場合には共同経営(JO)契約書が新たに判定の対象となります。仮に法人の実際の所在地が上記文書に記載されている所在地と異なる場合、DGTが当該法人の居住地を判定する権限を有します。

## インドネシア－中国租税条約議定書及び覚書

2015年3月26日、中国・北京にて、インドネシアと中国は2001年インドネシア－中国租税条約第一議定書に調印しました。当該議定書は両国の間で批准書の交換が完了次第、効力を生じます。

当該議定書では、締約国の居住者が相手国にて国際輸送における航空機の運航に従事している場合、相手国内のVATまたは類似の税が免除されることを規定しています。

当該議定書に加えて、当事国の高官は同日、覚書(MoU)にも調印しました。当該覚書では、利子源泉課税が免除される政府系金融機関を規定しており、具体的には以下が含まれます。

a) 中国の場合:

1. 国家開発銀行(China Development Bank Corporation)
2. 中国農業発展銀行(Agricultural Development Bank of China)
3. 中国輸出入銀行(Export-Import Bank of China)
4. 全国社会保障基金理事会(National Council for Social Security Fund)
5. 中国投資有限責任公司(China Investment Corporation)

b) インドネシアの場合:

1. インドネシア投資委員会(*Pusat Investasi Pemerintah*)
2. インドネシア輸出入銀行(*Lembaga Pembiayaan Ekspor Indonesia*)
3. インドネシア医療保険実施機関(*BPJS Kesehatan*)
4. インドネシア雇用実施機関(*BPJS Ketenagakerjaan*)

当該覚書は、インドネシア－中国租税条約の発効日から当該租税条約の解釈指針として適用が可能です。しかし、当該覚書の調印日以前に解決となった(納税が行われた)ケースについては適用されません。

上記の国際税務アップデートに関して、ご質問等がございましたら、PwC の貴社担当者までお気軽にご連絡ください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Paul Raman**  
paul.raman@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadja**  
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

## [www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.